

題名改正〔令和2年例規（警）15号〕

〔沿革〕 平成26年3月例規（警）第14号 令和2年3月例規（警）第15号
警察本部長
各部長・参事官・所属長

千葉県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（平成13年本部訓令第5号。以下「訓令」という。）の一部を改正したが、改正の趣旨、要点及び運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

職員（千葉県警察職員（会計年度任用職員を含む。）をいう。以下同じ。）の規律違反に適切に対処するためには、警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）に情報を集約する仕組みを確立し、監察官室長が主体となって厳正な調査、措置等を行っていくことが客観性、公平性を担保する上からも必要である。

そこで、職員が規律違反を認知した際の監察官室長への報告要領等を明確化するとともに、監察官室長が行う規律違反の調査に対する職員の協力義務等を明文化するものである。

2 改正の要点

(1) 定義（第1条の2関係）

用語の定義に、「監督者」、「監督対象職員」を規定した。

(2) 規律違反の報告（第3条関係）

職員の規律違反に係る情報が集約される仕組みを明確化するため、規律違反を認知した者を「監督者及び所属長を除く職員」、「監督者」、「所属長」に分類し、それぞれの報告要領を定めた。

(3) 監察官室長の責務等（第4条関係）

規律違反の調査の責務及び権限を明確化し、調査に対する職員の協力義務を明文化した。

3 運用上の留意事項

(1) 監督者及び監督対象職員について（第1条の2関係）

ア 他の職員を監督すべき地位にある職員とは、法令、訓令、例規通達等で、職務として他の職員を指揮監督することが規定されている職員や他の職員を実質的に監督する地位にある職員を指す。監督者と監督対象職員との階級関係は問わず、例えば次のような関係にある者をいう。

(ア) 直系の上司と部下

(イ) 当直時間帯における当直主任と当該当直の当直員

(ウ) 県本部に置く総括係長又は署に置く課長代理と同一係（課）の警部補（同相当職を含む。）

以下の職員

(エ) 捜査本部事件における本部事件主管課長と当該事件に従事中的捜査員

(オ) 警察学校の正・副担当教官と初任科生又は初任補修科生

イ ハラスメント防止対策要綱の制定について（平成26年例規（警）第4号）に規定するハラスメント防止対策員やライフプラン相談員業務要領の制定について（平成8年例規（警・厚）第10号）に定めるライフプラン相談員等職員からの苦情や一般的な生活相談を受ける職員が、その職務を遂行するに当たり職員の規律違反を認知した場合については、相談者等との間に監督関係が存在する場合であっても、訓令でいう監督者から除くこととし、規律違反についての報告は、努力義務にとどまるものとする。

(2) 規律違反の報告（第3条関係）

ア 監督者及び所属長を除く職員の報告について（第1項関係）

職員の所属長又は監察官室長への報告は努力義務であり、報告しなかった場合であっても、報告義務違反を問われないものとする。

イ 監督者及び所属長としての報告について（第2項及び第3項関係）

(ア) 訓令第3条第1項による報告が、規律違反職員の直系の上司を経由して行われる場合、

当該上司は監督者として報告義務が課せられることとなるので注意すること。

なお、監督者は、人事異動等により監督関係が解消された後に、監督関係にあった期間の監督対象者の規律違反を事後認知した場合についても、報告義務を免れないことから、規律違反職員の所属長に報告すること。これは、所属長と所属職員の関係についても同様であり、所属長は監察官室長に報告すること。

- (イ) 監督者が監督対象職員以外の職員の規律違反を認知した場合及び所属長が他所属職員の規律違反を認知した場合の報告要領は、訓令第3条第1項に規定する職員の報告要領の例により、適宜報告するよう努めることとなるが、特に所属長にあつては、その職務上幅広い情報を知り得る立場にあることから、断片的な情報であっても積極的に監察官室長に報告するよう努めること。